

請負契約書（案）

公立大学法人長野県立大学（以下「発注者」という。）と（以下「請負者」という。）は、次の条項により、物品製造運搬の請負契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者と請負者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（製造物品）

第2条 製造物品の品名及び仕様は、次のとおりとする。

- (1) 品名 2026年度長野県立大学入学者選抜問題冊子等の印刷及び運搬
- (2) 仕様 2026年度長野県立大学入学者選抜問題冊子等の印刷及び運搬業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（契約期間）

第3条 請負契約の契約期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

（請負代金）

第4条 請負代金は 〇〇〇〇円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

（契約保証金）

◆ 契約保証金を免除する場合

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。

- 2 請負者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

◆ 契約保証金を納付する場合

第5条 請負者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

- 2 請負者は、発注者がこの契約による検査に合格した後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子は付さないものとする。

（納入及び検査）

第6条 発注者は、製造物品の納入に際し、請負者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

- 2 請負者は、前項の規定による検査の結果不合格となった製造物品について、発注者の指定する日までに修補し、又は新たに製造して納入し、再度検査を受けなければならない。
- 3 前2項の規定による検査に直接要する費用は請負者の負担とする。

（請負代金の支払）

第7条 発注者は、前条の規定により製造物品の引渡しを受けた後、請負者から適法な支払請求書を受領したときは、支払請求書を受領した日の翌月末日までに請負代金を支払うものとする。

（危険負担）

第8条 第6条の規定による納入前に生じた製造物品の亡失又はき損による損害は、請負者の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 発注者は、引き渡された製造物品に関して、第2条第2号に定める仕様書に適合しないものであるときは、請負者に対し、修補又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間）

第10条 請負者が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない製造物品を発注者に引き渡した場合において、発注者が引渡しの日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求及び契約の解除をすることができない。

（秘密の保持）

第11条 発注者および請負者は、相手方から秘密である旨明示のうえ受領した相手方の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならないものとする。ただし、以下の各号の一つに該当するものは秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 相手方より開示・提供を受けた際、既に公知であったもの。
- (2) 相手方より開示・提供を受けた際、既に自己が保有していたもの。
- (3) 相手方より開示・提供を受けた後、自己の責任によらずに公知となったもの。
- (4) 相手方の秘密情報とは無関係に独自に開発・取得したもの。
- (5) 正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなしに取得したもの。

2 この契約が終了し、又は解除された後においても、本条の義務は、5年間存続する。

（権利義務の譲渡、承継）

第12条 発注者および請負者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、相手方が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約内容の変更）

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、製造物の仕様等の請負内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と請負者が協議の上、請負代金、納入期限その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第 1 項の変更により請負者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第 14 条 発注者及び請負者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。ただし、第 1 号は、発注者のみが解除できるものとする。

(1) 請負者が、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期限までに製造物品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、この契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第 14 条の 2 発注者は、請負者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、請負者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（下請負契約に関する契約解除）

第 14 条の 3 発注者は、この契約の下請負人（一次及び二次下請以降の全ての下請負人を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、請負者に対して下請負契約の解除を求めることができる。

2 発注者は、請負者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第 15 条 請負者は、その責に帰すべき事由により、第 2 条第 2 号に規定する期限までに製造物品を納入することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第 7 条に規定する期限までに請負代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負代金に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を請負者に支払わなければならない。

3 前 2 項の場合のほか、発注者および請負者は、相手方がこの契約に違反したことにより損害を被った場合、当該違反より直接かつ現実に生じた通常の損害（特別損害、逸失利益および弁護士費用をふくまない）の範囲内の損害賠償を請求することができる。

4 損害賠償の額は、原因の如何を問わず、第 4 条で定める請負代金額を上限として、発注者および請負者が協議して定めるものとする。

5 発注者および請負者は、第 1 項又は第 2 項の場合において、自己の受けた損害が同項に規定

する遅延損害金の額を超えるときは、その超える額についても相手方に請求することができる。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 16 条 請負者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(管轄裁判所)

第 17 条 当該契約に関連する一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者と請負者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者	住 所	長野県長野市三輪 8-49-7
	法 人 名	公立大学法人長野県立大学
	職・氏名	理事長 佐藤 慎次郎 印

請負者	住 所	
	法 人 名	
	職・氏名	印